

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	防火対象物に対する火災予防措置命令
概 要	消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災予防上等の危険性があると認めた場合に、権原を有する関係者（特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者）に対して防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止等の措置命令を行うことができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年 7 月24日法律第186号）第 5 条第 1 項 （ https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/ ）
処分基準	・ 消防法第 5 条第 1 項 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合、火災が発生したならば人命に危険であると認める場合その他火災の予防上必要があると認める場合には、権原を有する関係者（特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者）に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。 ただし、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更していないものについては、この限りでない。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	